



広報誌

2019

12

No.1015

やま ま と た か が だ



募金を呼びかける子どもたち(10月17日撮影:赤い羽根共同募金)

大和高田市職員の給与・定員管理などの概要 ①～③ 令和元年度大和高田市職員採用試験案内 ④
移住・就業・起業支援事業のご案内/令和元年台風19号災害義援金にご協力を ⑤ 令和2年度児童ホーム入所案内/女と男ハートアップフォーラム ⑥
令和2年度償却資産(固定資産税)の申告 他 ⑦ 市営住宅の入居者募集 他 ⑧ 選奨式 ⑨ 教育委員会表彰 ⑩ 危険業務従事者叙勲 他 ⑪
まちの話題 ⑫ 9月定例市議会 ⑬～⑮ BOOKサロン ⑯ いま、市立病院では ⑰ 人権シリーズ ⑱ 各種相談 ⑲

INDEX

大和高田市職員の給与・定員管理などの概要

本市では、市職員の給与・定員管理などの概要を、毎年公表しています。

● 普通会計とは、一般会計に一部の特別会計を加えたものです（公営企業会計は含まれません）。

● 一般行政職とは、総職員数から教育職、医療職、福祉職、技能労務職、企業職などを除いたものです。

● 平成14年1月から当分の間、特別職などの給料、一般職の管理職手当を減額しています。

● 平成31年4月から当分の間、期末手当を市長、副市長および教育長は15%減額しています。

1 総括

(1) 人件費の状況

（平成30年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （平成30年度末）	64,966人 （平成31年3月31日）
歳出額（A）	25,243,508千円
実質収支	876,551千円
人件費（B）	4,412,784千円
人件費率（B）／（A）	17.5%
（参考） 29年度の人件費率	17.4%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況

（平成31年度普通会計予算）

職員数（A）	568人	
給与費	給料	1,961,948千円
	職員手当	403,480千円
	期末・勤勉手当	791,250千円
	計（B）	3,156,678千円
1人当たり 給与費（B）／（A）	5,558千円	

※平成31年度の職員数と職員1人当たりの平均年間給与費です。
※職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、初任給などの状況

(1) 職員（一般行政職）の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額
（平成31年4月1日現在）

	大和高田市	国
平均年齢	41.9歳	43.4歳
平均給料月額	299,091円	329,433円
平均給与月額	366,472円	411,123円

(2) 職員（一般行政職）の初任給の状況
（平成31年4月1日現在）

	大和高田市	国
大学卒	180,700円	180,700円
高校卒	148,600円	148,600円

(3) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額
の状況（平成31年4月1日現在）

経験年数	大学卒	高校卒
10年	245,940円	—
15年	297,600円	—
20年	343,620円	—

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務員・技術員	65人	18.9%
2級	主事	62人	18.1%
3級	主任	50人	14.6%
4級	係長・主査	70人	20.4%
5級	課長補佐	34人	9.9%
6級	次長・課長	52人	15.2%
7級	部長	10人	2.9%
	計	343人	100%

※大和高田市の、給与条例に基づく給料表の級区分による、職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する、代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大和高田市	国
1人当たり平均支給額 （平成30年度）1,453千円 （平成30年度支給割合）	
期末手当	期末手当
6月期 1.225月分	6月期 1.225月分
12月期 1.375月分	12月期 1.375月分
計 2.60月分	計 2.60月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

大和高田市	国
（支給率）自己都合 早期・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	（支給率）自己都合 早期・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
1人当たり平均支給額 1,950千円 20,332千円	
（加算措置の状況） 定年前早期退職特別措置 （2%～45%加算）	（加算措置の状況） その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 （2%～45%加算）

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

平成30年度	
支給実績 (平成30年度決算)	212,795千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	294千円
平成29年度	
支給実績 (平成29年度決算)	198,466千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	280千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	433,512千円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)	736,012円
職員全体に占める手当支給 職員の割合 (平成30年度)	55.7%
手当の種類 (手当数)	16種類

(4) 特殊勤務手当
(平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)	156,923,828円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	151,910円
支給対象地域	市内全域
支給率	4%
支給対象職員数	1,058人
国の制度 (支給率)	6%

(3) 地域手当 (平成31年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同
扶養手当	○配偶者……6,500円 ○子……10,000円 ○配偶者以外の扶養親族……6,500円 ○扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき) 5,000円加算	○配偶者……6,500円 ○子……10,000円 ○配偶者以外の扶養親族……6,500円 ○扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき) 5,000円加算
手当 住居	○借家・借間…最高支給限度額 27,000円 ○持ち家…0円	○借家・借間…最高支給限度額 27,000円 ○持ち家…0円
通勤手当	○交通機関利用…最高支給限度額 55,000円 ○交通用具(自転車・自動車など)利用 2km以上5kmごとに13段階の区分 (最高支給限度額24,500円)	○交通機関利用…最高支給限度額 55,000円 ○交通用具(自転車・自動車など)利用 2km以上5kmごとに13段階の区分 (最高支給限度額31,600円)

(6) その他の手当
(平成31年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成30年度	平成31年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	
		総務	90	91	1 事務職員の増員
		税務	29	29	
		労働	1	0	△1 事務職員の減員
		農水	5	5	
		商工	5	7	2 事務職員の増員
		土木	41	43	2 事務職員の増員
		民生	159	163	4 保育士の増員
	衛生	70	70		
	小計	405	413	8 <参考> 人口1万人当たり職員数 63.73人	
特別行政部門	教育	123	127	4 事務職員の増員	
	小計	123	127	4 <参考> 人口1万人当たり職員数 83.27人	
累計	528	540	12		
公営企業等会計部門	病院	484	488	4 医療職職員の増員	
	水道	19	20	1 事務職員の増員	
	下水道	8	10	2 事務職員の増員	
	その他	39	39		
小計	550	557	7		
合計	1,078 [1,323]	1,097 [1,323]	19	<参考> 人口1万人当たり職員数 168.86人	

6 部門別職員数の状況と主な増減理由
(各年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長…… 833,000円(980,000円) ※15%減額
	副市長…… 688,500円(810,000円) ※15%減額
	教育長…… 586,500円(690,000円) ※15%減額
報酬	議長…… 618,000円
	副議長…… 535,000円
	議員…… 498,000円
期末手当	(平成31年度支給割合) 市長 6月期 1.675月分 副市長 12月期 1.675月分 計 3.35月分 市長、副市長および教育長は15%減額しています。
	(平成31年度支給割合) 議長 6月期 1.65月分 副議長 12月期 1.65月分 議員 計 3.30月分
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	市長 980,000円×在職月数×0.5 23,520,000円 (任期毎)
	副市長 810,000円×在職月数×0.3 11,664,000円 (任期毎)
教育長 810,000円×在職月数×0.255 6,334,000円 (任期毎)	

5 特別職の報酬等の状況
(平成31年4月1日現在)

※給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 ※報酬の欄の、議長、副議長、議員の金額については、平成23年3月議会で議員提案され、減額改定があった後の金額となっています(従前は、議長670,000円、副議長580,000円、議員540,000円)。
 ※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(市長及び副市長は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

[人事課 内線 213]

大和高田市職員の給与・定員管理などの詳しい内容は、本市ホームページ (<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/>) で、令和2年3月ごろ、公表する予定です。

市人事行政の運営等の状況

1 職員任免に関する状況

(1) 採用者の状況 (平成30年度)

	試験	選考	計
一般行政職	46	1	47
教育職	-	4	4
医療職	37	3	40
計	83	8	91

※奈良県からの派遣職員5名
(一般行政職1名、教育職4名)

(2) 退職者の状況 (平成30年度)

	計	その他	自己都	前早期退職	定年
一般行政職	28	-	9	3	16
技能労務職	2	-	-	1	1
教育職	3	-	-	-	3
医療職	34	-	28	1	5
計	67	-	37	5	25

2 職員の給与の状況

(1) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100としたときの、本市職員の給料の水準を指数で示したものです。

- 平成29年度：96.4
- 平成30年度：97.6

(2) 給与抑制措置の状況

〔一般職〕

行財政改革のため、地域手当6%を平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間0%、平成27年4月1日か

ら平成30年3月31日までの間3%、平成30年4月1日から4%に削減しています。また、管理職手当は、平成14年1月1日から段階的に削減し、平成19年4月1日からは、医療職・教育職以外の職で定額制とし、さらに減額しています。

期末勤勉手当にかかる役職加算についても、平成16年12月から削減措置を行っております。特殊勤務手当は、平成17年4月に大幅見直し(廃止・減額)を行いました。

〔常勤の特別職〕

行財政改革のため、平成14年1月1日から、報酬を市長15%、助役・収入役・教育長は10%削減し、平成18年4月1日からは、4役ともに15%削減し、平成19年4月1日から平成31年3月31日までの間、市長、副市長、教育長ともに20%減額してあります。平成31年4月1日からはその率を15%とし、減額を継続しています。

また、平成19年4月1日から平成31年3月31日の間、期末手当を、市長50%、副市長30%、教育長20%減額してあります。その後、平成31年4月1日から当分の間、期末手当を市長、副市長および教育長は15%減額してあります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務条件、休憩・休時間の概要(平成31年4月1日現在)

職員の勤務時間は、一部の施設などを除き、8時30分から午後5時15分までです。(このうち、60分の休憩時間があります)。1日7時間45分、週38時間45分勤務しています。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として、1年に20日の有給休暇が与えられます。

●平成30年中(1月1日～12月31日)の平均取得日数：9.7日

4 職員の分限処分・懲戒処分の状況

(1) 分限処分の概要と状況 (平成30年度)

分限処分とは、公務の能力の維持と、その適正な運営の確保のために行う処分です。

分限処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	22	-
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-
条例で定める事由による場合	-	-	-	-
計	-	-	22	-

(2) 懲戒処分の概要と状況 (平成30年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合など、職員の一定の義務違反に対して道義的責任を問う処分です。地方公共団体における規律と、公務遂行の秩序の維持を目的としています。

懲戒処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	-	-	1	-
職務上の義務に違反した場合は職務を反した場合は職務を怠った場合	-	1	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	1	-	-	-
計	1	1	1	-

5 職員の服務の状況

〔服務に関する基本原則の概要〕

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

6 職員の研修の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

職員的能力開発を総合的、計画的に推進するための基本的な事項を明確にし、能力開発に関する諸施策実施の基準とするため、平成17年4月に「大和高田市人材育成基本方針」を策定しました。

(2) 研修方針

平成31年度職員研修は、人材育成基本方針にのっとり、住民ニーズの高度化・複雑化に対応できる政策形成能力、困難な課題を克服するための問題発見・解決能力、行政の公正さや透明性を確保するうえで必要な法務能力などの養成や、職場での人材育成・自己啓発の支援を中心に、実施していきます。

7 職員の福祉・利益の保護の状況

〔公務災害補償の概要と実施状況(平成30年度)〕

	認定件数	傷病	死亡
公務上の災害	23	-	-
通勤途上の災害	2	-	-

8 公平委員会の業務の状況 (平成30年度)

●勤務条件に関する措置の要求：0件

●不利益処分に関する不服申し立て：0件

●職員の苦情処理：0件

9 公益通報及び不当要求行為についての状況 (平成30年度)

●公益通報の件数：0件

●不当要求行為の件数：0件

〔人事課 内線2113〕

あなたの可能性を大和高田に!!

令和元年度

大和高田市職員採用試験案内

大和高田市職員採用試験委員会

※「職務経験年数」とは、民間企業などに勤務または、公務員等として、同一事業所に週あたり30時間以上継続勤務していた期間のことをいいます。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

- (3) 日本国憲法、またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

3. 受験手続

受験申込手続は、(郵送申込のみ)となります。

1. 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所3階人事課で交付します。
(市のホームページからもダウンロードできます。)

2 受付期間および申込書送付先

▽受付期間 12月23日(月)から令和2年1月6日(月)まで(6日消印有効)

▽送付先

〒635-8511
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」

試験内容などの詳細は、大和高田市役所3階人事課で配布しています。また、大和高田市ホームページ(<http://www.city.yamato.takada.nara.jp>)でも掲載しています。

〔人事課 内線214〕

1. 職種および試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種・試験区分	採用予定人員	受験資格
情報処理技術職	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業し、かつ、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「応用情報技術者試験」を合格した人で、令和元年12月末時点において、情報処理技術職の職務経験が3年以上ある人(※)
建築技術職	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人
土木技術職	2人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程(農業土木を含む)を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人
機械技術職	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の機械専門課程を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人
保育士・幼稚園教諭	5人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、または令和2年3月末日までに両方取得見込みの人
臨床心理士 又は公認心理師	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士または公認心理師資格を有する人
診療情報管理士	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士資格を有する人

2. 試験の日時・場所・試験の種類および合格発表

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和2年1月19日(日) 午前9時15分集合 (午前8時45分受付開始)	令和2年2月5日(水) (時間は第1次試験合格者に通知)
場所	大和高田市役所 (大和高田市大字大中100番地1)	第1次試験合格者に通知
試験の対象種類	<ul style="list-style-type: none"> ●全職種 <ol style="list-style-type: none"> ①職場適応性検査 ②教養試験 ●建築技術職、土木技術職、機械技術職、保育士・幼稚園教諭 <ol style="list-style-type: none"> ③専門試験 	<ul style="list-style-type: none"> ●全職種 <ol style="list-style-type: none"> ①小論文 ②個別面接 ●保育士・幼稚園教諭 <ol style="list-style-type: none"> ③実技試験
合格発表	令和2年1月28日(火)予定 (可否にかかわらず本人に通知します)	令和2年2月中旬~下旬予定 (可否にかかわらず本人に通知します)

移住・就業・起業支援事業 (移住支援金)のご案内

東京圏(※1)から大和高田市に移住し、かつ奈良県が運営するマッチングサイト「ジョブならnet」に登録している企業に就職した人、または県内で起業しようとする人に対して移住支援金を支給します。

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

▽対象者

左記の(i)かつ(ii)の要件を満たす人

(i)移住に関する要件

- ① 移住する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していた人
- ② 移住する直前に、連続して5年以上、条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において連続して5年以上雇用保険の被保険者または個人事業主として東京23区に通勤していた人

③ ①・②を満たす人で大和高田市内に転入後、3か月以上1年以内であること など

※2

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、

利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県 山北町、真鶴町、清川村

(ii)就業または起業に関する要件

- ・ 就業の要件：奈良県マッチングサイト「ジョブならnet」(<https://www.job-nara.pref.nara.jp>)に掲載の対象企業の求人に応募し、採用され、就業後、3か月以上経過している人
- ・ 起業の要件：奈良県が実施する起業支援事業の交付決定を1年以内に受けた人

▽支給額

単身世帯の場合 60万円/人
2人以上世帯の場合 100万円/世帯
申請方法など、詳しくは左記へ。

[産業振興課 内線265]

令和元年台風第19号 災害義援金にご協力を

10月6日に発生した台風第19号により、広範囲に甚大な被害がでています。

本市では、被災された人々への支援を目的に、義援金を受け付けています。

皆さまからの協力をお願いします。

なお、お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災地へ届けます。

▽募集期間 令和2年3月31日(火)まで

▽協力方法

1 銀行振込の場合

- 【口座】 南都銀行/南支店/普通預金 No.124754
- 【名義】 日本赤十字社奈良県支部 支部長 荒井 正吾

【備考】

- ・ 南都銀行に「義援金専用振込用紙」が備え付けられています。
- ・ 振込用紙の備考欄には「台風第19号災害」と明記してください。
- ・ 「振込用紙受取書」をもって受領書に代えさせていただきます。

なお、領収証が必要な場合は、その旨を通信欄へ記入してください。

※南都銀行窓口を利用する場合は、振込手数料は無料です。

※南都銀行ATM、他の金融機関か

らは、振込手数料がかかります。

2 郵便振替の場合

- 【口座番号】 0019008515005
- 【加入者名】 日赤令和元年台風第19号災害義援金

【備考】

・ 払込票の半券をもって受領書に代えさせていただきます。

なお、領収証が必要な場合は、その旨を通信欄へ記入してください。

※窓口での振り込みの場合は、振込手数料は無料です。

3 直接持参の場合

- 【窓口】 市役所1階 社会福祉課
- ※ 領収証を発行します。

4 募金箱に入れる場合

- 【義援金箱設置場所】
- ・ 市役所 1階 社会福祉課
- ・ 市民交流センター(コスモスプラザ)2階

※ 領収証の発行はいたしません。

※ 後日、所得税などの税控除を受けられる場合は、口座振込の半券や日本赤十字社奈良県支部が発行する領収証が必要です。

[社会福祉課 内線535]

令和2年度児童ホーム入所案内

本市では、放課後などに家庭で適切に保育を受けることができない児童の健全な育成を図ることを目的として、児童ホームを開設しています。

▽対象

市内公立小学校に令和2年度在籍を予定し、放課後保護者などが保育できない家庭の児童

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの利用申込みです。

※現在入所中で、継続して希望する人も、申込みが必要です。

※令和2年度新1年生も、本期間に申込みが必要です。

▽受付期間

12月2日(月)～12月27日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※12月19日(木)・26日(木)は午後8時まで

※土・日・祝日は受付していません。

▽受付場所 学校教育課(市役所2階)

▽保育時間

●平日授業がある日 放課後～午後6時

●平日授業がない日 午前8時30分～午後6時

～午後6時

※日曜・祝日・夏期(8月12日～16日)・年末年始(12月28日～1月4日)・3月31日(ホーム休所日)は閉所

▽必要書類

- ①児童ホーム入所申請書 ②勤務状況等証明書 ③入所申請に関する承諾書 ④帰宅方法に関する承諾書(④は任意提出)

※申請書は学校教育課で配布

※市ホームページからも、申請書一式をダウンロードできます。【申請書ダウンロード↓学校教育課↓児童ホーム入所申請書様式】

▽入所決定 2月上旬ごろ予定

▽費用

●保育料 月額4,000円(2人目以降は月額2,500円)

●傷害保険料 年額4,000円(予定)
〔学校教育課 内線151・152〕

ひとひと 女と男ハートアップフォーラム

▽とき 令和2年2月9日(日)

開場 午後1時

開演 午後1時30分(午後3時45分終了予定)

▽ところ

さざんかホール 小ホール

※入場無料

※手話・要約筆記あり

※託児(対象年齢 0歳～就学前)あり。事前に申込が必要です(託児費用無料)

▽内容

◆令和元年度 男女共同参画社会づくり表彰式

◆「男女共同参画フォトコンテスト」作品紹介

◆講演 「気象予報士が考える、未来を明るくする秘訣」

◆講師 正木 明さん
(気象予報士/防災士)



▽申込方法 往復はがき(左記参照)

で

▽申込期限 12月25日(水)必着

※申込多数の場合は抽選

▽共催 大和高田市・ヒートハート

たかだ(男女共同参画推進市民会議)

63	635-8511	(返信の裏には何も書かないでください)
63	□□□□□□	【記入必要事項】
63	□□□□□□	※横書きをお願いします ※申し込みは1名または2名
63	□□□□□□	ハートアップフォーラム参加希望
63	□□□□□□	・代表者の郵便番号・住所
63	□□□□□□	・希望人数(1名または2名)
63	□□□□□□	・名前(ふりがな)
63	□□□□□□	(2名の場合は
63	□□□□□□	お二人のお名前をお願いします)
63	□□□□□□	・代表者の電話番号
63	□□□□□□	(連絡の取れる番号をお願いします)
63	□□□□□□	▶託児を希望の方は「託児希望」と
63	□□□□□□	御記入ください

〔人権施策課 内線287〕

令和2年度償却資産(固定資産税)の申告

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

市内に事業用の償却資産を所有している個人・法人の人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における資産の状況を、市役所へ申告する必要があります。

▽申告方法

申告用紙などの書類に必要な事項を記入して提出してください。申告に必要な書類は、窓口、または郵送で渡します。税務課まで連絡してください。また、市ホームページ(<http://www.city.yamatotakadanara.jp/>)「申請書等ダウンロード」↓「税務課・収納対策室」↓「23」↓「29」からも用紙をダウンロードできます。

・窓口での申告

令和2年1月6日(月)～31日(金)(※土・日・祝日は除く)の午前8時30分～午後5時15分の間に、市役所2階税務課窓口へ提出してください。

・郵送での申告

令和2年1月31日(金)【必着】までに、市役所税務課(T635・8511 大中100番地1)へ郵送してください。

・電子申告

地方税電子申告eLTA X(エルトックス)からも申告ができます。詳しくは、エルトックスホームページ(<http://www.eltax.jp/>)を見てください。

マイナンバーの記載について

平成28年1月のマイナンバー制度の導入に伴い、償却資産申告書に、新たにマイナンバーの記載欄が設けられました。個人の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰で記入してください。

また、個人番号を記載した申告書を提出する場合は、マイナンバー法に定める本人確認を実施します。

郵送での申告の場合は、次の資料を添付し、申告書を提出してください。また、窓口で申告する場合は、窓口での提示をお願いします。

- ①個人番号が確認できる資料(通知カード・個人番号カードの裏面など)の写し
- ②本人確認ができる資料(運転免許証・個人番号カードの表面など)の写し

※電子申告による申告や、法人番号を記載した申告書を提出する場合は、上記資料の添付は不要です。

また、令和元年度以前分について、まだ申告書を提出されていない個人または法人の人は、至急申告をお願いします(法定申告期限は毎年1月31日ですが、申告は随時受付しています)。

国の指導に基づき、公平・公正な課税のため本市では、申告内容の適正な把握、および未申告の解消に取り組んでいます。申告書の提出の依頼や、地方税法の規定に基づいて、調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

償却資産の申告について、不明な点などがあれば左記へ問い合わせてください。

〔税務課 固定資産税係 内線268〕

農業委員 農地利用最適化推進委員を募集します

あなたの力で農地利用の最適化を

現在の委員の任期満了に伴い、農業に関する知識を持ち、農地利用の最適化に熱意を持って活動できる人を募集します。応募を受けて、農業委員は市長が議会の同意を得て任命し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱して選任します。

▽募集人数 農業委員(定数13名)、農地利用最適化推進委員(定数4名)

※推進委員は、第1地区(高田北地区)、第2地区(高田南地区)、第3地区(天満地区)、第4地区(陸西地区)を単位として各地区1名。

▽任期 令和2年7月20日から3年間

▽応募方法 募集要項で応募資格などを確認の上、推薦(団体推薦または農業者3名以上の連署による推薦)または自薦による申込みとして所定の用紙を農業委員会事務局へ直接提出。

※募集要項や所定の用紙は、市

ホームページでダウンロード、または農業委員会事務局・産業振興課で配布。

▽募集期間 令和2年1月6日(月)～2月3日(月)(受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分)

▽結果公表 令和2年6月下旬頃に市ホームページで公表

※詳しくは市ホームページ、または左記まで問い合わせください。

〔農業委員会事務局、内線355〕

大和高田市プレミアム付商品券の申請受付を延長します

プレミアム付商品券の申請受付を12月まで延長します。

▽販売期間 令和2年2月28日まで

▽利用可能期間 令和2年2月29日まで

※利用可能期間を過ぎた商品券については、払い戻しなどできませんので、注意してください。

〔産業振興課 商品券事業係

内線251〕

市営住宅の入居者募集

▽受付期間 令和2年1月10日(金)～24日(金)午前9時～午後5時

※土・日・祝日を除く

※最終日は午後4時まで

▽募集内容 令和2年3月入居予定分

▽申込案内 令和2年1月10日(金)から市役所営繕住宅課で配布します。

※申し込み要件があります。

具体的な募集案内は、広報誌やまたかだ1月号に掲載します。

〔営繕住宅課 内線660〕

土庫市営墓地 使用者募集

土庫市営墓地の使用者を、次の要領で随時募集しています。

▽受付期間・時間 令和2年2月28日(金)まで

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

▽募集墓地名称・場所 土庫市営墓地(土庫219番地他)

▽募集区画 10区画(随時補充)

▽1区画の大きさ 間口1.3m×奥行1.24m(1.6㎡)

▽価格 400,000円

内訳：永代使用料370,000円、永代管理料 30,000円

▽受付場所 市役所別棟1階 環境衛生課

▽申込資格 令和元年7月1日時点において本市に住民登録のある世帯主(1世帯1区画)

※すでに市営墓地の使用許可を受けている人は申し込みできません。

※使用許可後は、承継者(相続人またはその親族)以外は名義変更できません。

※他人名義での申請はできません。

▽必要書類 墓地使用申込書(市役所環境衛生課にあります)、住民票謄本(続柄・本籍地の記載があるもの)、印鑑(認め印可、朱肉を用いる物)

▽区画の決定方法 本市指定の10区画の中から申込時に場所を選択

〔環境衛生課 内線280〕

住宅用火災警報器の維持管理

消防法により、平成18年から住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられています。

住宅用火災警報器の電池の寿命は多くが10年程度です。一度、設置している住宅用火災警報器の設置時期を確認してください。本体や裏蓋の中にある電池の裏などに記載している「製造年」を見れば確認できます。

住宅用火災警報器は命や財産を守る大切なものです。故障や電池切れが原因で作動しなければ設置している意味がありません。あなたや家族の命を守

るためにも、適切な維持管理を行ってください。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

ワンちゃんの飼い方とマナーの確認を

多くの人が動物に魅力を感じたとしても、すべての人が、好感をもつわけではありません。ペットを飼っている人は、今一度、フン尿、鳴き声、放し飼いや、周囲に迷惑をかけていないか確認しましょう。

犬の散歩マナーについて考えましょう!!

◎フンは必ず持って帰りましょう!

散歩中、「後始末がめんどうだから、ついついそのまま・・・」という人はいませんか。フンを持って帰ることは、飼い主としての最低限のマナーです。

「大和高田市ポイ捨ての防止等に関する条例」では、「何人も、自己の所有し、又は管理する犬等が公共の場所及び他人の占有する場所においてフンを排せつしたときは、これを放置してはならない。」と規定しています。

散歩の時は、必ず、ビニール袋などを携帯しましょう。

◎リードをつけて散歩しましょう!

人通りの多いところでは、周りへの配慮としてリードを短く持つようにしましょう。

犬の放し飼い、リードなしの散歩は

「奈良県動物愛護及び管理に関する条例第5条」で禁止されています。

〔環境衛生課 内線280〕

令和元年度年末年始の交通事故防止運動

県内の交通事故発生状況は、発生件数、負傷者数は減少しているものの、大和高田市内において、先月死亡事故が発生しました。

年末年始は、全国的に飲酒運転を伴う悲惨な交通事故が多く発生する時期です。一人ひとりが交通事故に対して、決して他人事であるとは思わず、日頃から交通ルール・マナーを守っていくことが、悲惨な交通事故を減らすことに繋がります。交通事故のない社会を実現するために、正しい交通ルール・マナーを守っていきましょう。

▽期間 12月15日(日)～令和2年1月5日(日)

▽運動重点

- (1)子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2)飲酒運転の根絶
- (3)横断歩行者の保護と正しい横断
- (4)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5)自転車の安全利用の推進と自転車乗用中の交通事故防止

〔生活安全課 内線322〕

市の発展に尽くされている皆さんを表彰

選奨式

11月3日文化の日、「大和高田市選奨条例」に基づいて、11名の皆さんが表彰され、功労章を受章されました。
それぞれに、永年にわたり活動に尽力し、顕著な功績をあげられています。今後、なお一層の活躍を祈念して、お祝い申し上げます。

市選奨条例に基づく受章者

●地方自治功労者

吉村 正さん



多年にわたり、本市町総代として地方自治の伸展に努められ、地域社会の発展に尽くされている功績による表彰

●地方自治功労者

竹島 徹さん



多年にわたり、本市町総代として地方自治の伸展に努められ、地域社会の発展に尽くされている功績による表彰

●商工功労者

森川 治郎さん



多年にわたり、本市商工業の育成指導に努められ、産業と地域経済の伸展に尽くされている功績による表彰

●商工功労者

吉川 雅章さん



多年にわたり、本市商工業の育成指導に努められ、産業と地域経済の伸展に尽くされている功績による表彰

●更生援護功労者

松本 佳子さん



多年にわたり、本市更生保護女性会役員として地域の犯罪予防と非行者の更生保護に貢献されるとともに、同会長として明るい地域社会づくりに尽くされた功績による表彰

●民生功労者

三室 智恵子さん



多年にわたり、本市民生児童委員として社会福祉活動に献身されるとともに、同協議会連合会副会長として、民生の安定と市民福祉の向上に尽くされている功績による表彰

●民生功労者

石田 博章さん



多年にわたり、本市民生児童委員として社会福祉活動に献身されるとともに、同協議会連合会副会長として、民生の安定と市民福祉の向上に尽くされている功績による表彰

●保健衛生功労者

長澤 貴志さん



多年にわたり、地域医療の発展に努められ、公衆衛生の向上や保健・介護との連携に尽くされている功績による表彰

●消防功労者

松本 登志美さん



多年にわたり、本市消防団分団長として、市民生活の安全と災害の予防に献身されるとともに、後進の指導育成に尽くされている功績による表彰

●消防功労者

鶴田 伸依さん



多年にわたり、本市女性消防団分団長として、市民生活の安全と災害の予防に献身されるとともに、後進の指導育成に尽くされている功績による表彰

●統計功労者

増井 慶司さん



多年にわたり、統計調査員として多様な分野での調査活動に尽力されるとともに、本市統計協会会長として統計の普及充実に寄与されている功績による表彰

教育委員会表彰

令和元年11月8日、教育の分野で顕著な功績をあげられた8名と1団体が、表彰されました。皆さん、おめでとうございます。



井上 佳也さん

多年にわたり、高田美術協会会員として活躍、特に彫塑部の理事として、その創作活動と後進の指導に尽力され、本市の芸術文化の振興に貢献された功績



中島 潤さん

多年にわたり、大和高田市PTA協議会の会長および顧問として活躍、PTA活動および学校教育、社会教育の発展に貢献された功績



幸山 二三子さん

多年にわたり、校区婦人会並びに大和高田市地域婦人会連絡協議会の役員として積極的に婦人会活動の発展に寄与され、婦人の地域向上に貢献された功績



松本 佳子さん

多年にわたり、菅原高齢者学級に参加、学級運営活動に尽力し、地域に根ざした高齢者学級活動に貢献された功績



梶田 富美子さん

多年にわたり、大和高田市文化協会常任理事として活躍、文化協会の発展に尽力されるとともに、本市の文化の振興に貢献された功績



岸田 宗二さん

多年にわたり、大和高田市体育協会理事およびゲートボール部長として市行事に積極的に取り組み、本市の生涯スポーツの推進および振興に貢献された功績



濱口 和美さん

多年にわたり、大和高田市のスカウト活動に指導者として携わり、青少年活動の活性化および指導者育成に努められ、本市の青少年健全育成に貢献された功績



東 利作さん

多年にわたり、ボランティアとして学校施設の整備に尽力され、快適な教育環境の充実に貢献された功績



大和高田市立高田商業高等学校
男子ソフトテニス部

令和元年度第74回国民体育大会において、3年連続15回目の全国優勝を果たすなど数々の大会において優秀な成績を収められた功績

危険業務従事者

叙勲

第33回危険業務従事者叙勲において、永年にわたり尽力された功勞により、受章されました。
お祝いを申し上げ、今後ますますの活躍を祈念します。

瑞宝双光章（警察功勞）

下村 優さん



瑞宝双光章（消防功勞）

津本 雄二さん



入札参加資格申請の受付

建設工事、測量・建設コンサルタント 〔市内定期・市外追加受付〕

令和2年度の建設工事、測量・建設コンサルタントの入札参加資格申請は、市内業者の定期受付および市外業者の追加受付となります。

なお、市役所への参加申請書を提出した場合、上下水道部（水道部門）への提出は必要ありません。

※平成31年に申請された市外業者は、今回、申請は不要です。

▽受付期間

令和2年2月3日（月）～28日（金）
（土・日・祝日を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出方法

市役所契約監理室へ持参
※郵送による受付は、認めません。

▽登録有効年度

- ・市内業者 令和2・3年度
- ・市外業者 令和2年度（追加受付）

▽提出書類

詳しくは、12月下旬に市ホームページに掲載します。

〔契約監理室 内線627〕

物品購入等・建物管理等業務 市内・市外業者〔定期受付〕

令和2年度の物品購入等業務および建物管理等業務（清掃・警備（建物管理）の入札参加資格申請を受け付けます。

※今回は定期受付です。前回登録を申請した業者も、申請が必要です。

※建物管理等業務は、法人のみでの受付です。

※水道関連の物品の参加申請は、上下水道部（水道部門）で受け付けます。

▽受付期間

市内業者 令和2年1月10日（金）～31日（金）

市外業者 令和2年2月3日（月）～28日（金）

▽提出方法

※いずれも土・日・祝日を除く
午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出書類

市役所契約監理室へ持参
※郵送による受付は、不可。

▽登録有効年度

令和2・3・4年度

詳しくは、12月下旬に市ホームページに掲載します。

〔契約監理室 内線652〕

まちづくり団体

しおかぜウィンズ



▽会員数 19人

▽活動概要 年に1度の単独演奏会「しおかぜコンサート」の他、片塩中学校吹奏楽部の演奏会での賛助出演、大和高田市市内での依頼演奏など幅広く活動しています。

▽団体理念 しおかぜウィンズは、片塩中学校吹奏楽部のOBGで結成された吹奏楽団です。「片塩の風をもう一度！」という思いから設立され、たくさんの方が楽しめる音楽をめざしています。

▽連絡先 村田 花菜子

☎090-7764-8710

市民交流センター（コスモスプラザ）に登録している活動団体を、順次紹介します（順不同）。
一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせください。

〔市民協働推進課 ☎44-3210〕

命を救った応急処置

10月11日(金)、高田消防署で「消防協力者感謝状贈呈式」が行われました。表彰された谷直人さんは、市内テニススクールのコーチで、レッスンの休憩中に卒倒して心肺停止状態になった人を、AEDの使用・胸骨圧迫を行い、会話可能な状態まで回復させ、救急隊に引き継ぎました。

感謝状を贈呈した表貴司高田消防署長は、「迅速かつ的確な応急処置により、傷病者を社会復帰に

導いていただいたことを感謝します」と、感謝の言葉を伝えました。

〔危機管理課 内線240〕



表署長(左)と谷さん(右)

高田小学校合唱クラブ市長表敬訪問

10月10日(木)、東京都で11月3日(日)に開かれる「第72回全日本小学校合唱コンクール全国大会」に出場する、高田小学校合唱クラブの皆さんが、堀内市長と梶木教育長を表敬訪問し、合唱を披露しました。

〔学校教育課 内線140〕

その美しい一体感のあるハーモニーに堀内市長は「その歌声を全国にも届けて頑張ってください」と激励されています。



高田小学校合唱クラブの皆さん

災害応援協定締結

10月10日(木)、本市と奈良県広告美術塗装業協同組合は、「災害時における看板等の工作物の除去に関する協定」を締結しました。本協定は、災害時に市が行わなければならない、被害を受けた看板などの工作物の除去について、奈良県広告美術塗装業協同組合に協力していただく内容および手順などを

事前に取り決めを行っておくことにより、円滑な協力を得ることを目的としています。

〔危機管理課 内線240〕

協定書は、災害時における看板等の工作物の除去に関する協定



堀内市長と奈良県広告美術塗装業協同組合理事長の松本さん

国民体育大会ソフトテニス競技優勝

〔高田商業高等学校 〆22・2251〕

10月25日(金)、高田商業高等学校のソフトテニス部が堀内市長を表敬しました。

同部は、9月27日から10月2日の期間に開催された、第74回国民体育大会ソフトテニス競技において3年連続15回目の優勝を果たしました。

堀内市長は「3年連続の優勝おめでとうございます。この優勝した経験、またそれまでの厳しい練習を糧にこれからも頑張ってください」と激励しました。



大和高田市立高田商業高等学校男子ソフトテニス部

選挙出前授業の実施

10月30日(水)、奈良文化高等学校で2年生を対象に未来の有権者への啓発および選挙体験支援を目的として、選挙出前授業が行われました。

「政治と選挙」について選挙制度や投票方法などを幅広く学習し、さらに知識を深めるため、投票用紙を直接触って、特殊な材質でできていることを体感しました。また、選挙クイズでは選挙の際に気をつけるべきことを中心に考える機会もありました。

〔選挙管理委員会 事務局 内線353〕



選挙クイズの様子



一般質問

問 病院行政について徹底的に問う

・建替えの議論を進めるにあたり重要な検討項目である病床数及び、1床あたりの建設費については、どの程度を見込んでいるのか。また、看護学校については、高田東高校跡地へ移転し、海外からの留学生の受け入れも含めた、福祉医療に関する専門大学を設立する考えはないのか

創生高田 南議員

平成30年度
大和高田市一般会計決算を認定

令和元年9月定例市議会は、9月6日から20日までの15日間開催されました。

本定例会には、人事案件5件、決算の認定10件、企業会計決算に伴う剰余金処分に関する案件2件、補正予算案6件、条例案件6件、契約案件1件、意見書1件の計31議案が提出され、議第47号、令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)及び、議第59号、契約の変更については否決、その他の案件については、それぞれ同意・認定・可決されました。

なお、9月定例会において否決された、議第47号、令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)の一部を除く予算については、10月15日に開催された臨時会において、議第60号、令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)として、可決されました。

本号では、9月19日・20日に行われた一般質問の一部等について、お知らせします。

なお、人事案件については、教育委員会教育長として梶木義敏氏の任命に、公平委員として萩田克宣氏の選任に、人権擁護委員として高橋衣代氏、米田稔氏および窪田耕治氏の推薦に、それぞれ同意されました。

答 病院の建替えを検証するうえで参考となる、

人口問題研究所が発表した本市の人口予想は、2035年が46,367人、2045年が37,131人となっており、併せて中和医療圏における人口動態や、少子高齢化による将来の医療需要と病床必要量の推計、将来の需給バランスを考え、現在の病床数

が必要か検討していきたい。1床あたりの建設費について

は、施設整備の場所、手法、工期、概算費用などを検証することから、病院機能等により1床あたりの面積や建設費は大きく変動することが予想される。また、病床数を減らした場合には、施設整備に要した費用の返済も併せて長期財務シミュレーション

を行う必要があると考えている。

また、看護学校を移転して建替える場合において、高田東高校跡地については、防災・道路インフラ等の立地条件から考えると、コスト面での大きな負担が予想される。今後は、「将来のあり方検討業務」において、市立病院の将来像を踏まえ、どこがふさわしい

のか検証していきたい。

問 教育現場の課題と今後の取り組みについて

・少子高齢化に伴う小中学校の編成について
・中学校のクラブ活動の現状と今後の課題について

創生高田 植田議員

答 本市の小中学校の編成

については、少子化が進行する中、適正な規模や配置について検討する必要があると考えられる。現在は新たな校区割に着手しており、地域や住民、保護者の理解などの課題を踏まえ、乳幼児・園児・児童生徒数の推移をもとに、本市としての適正な学校数やその位置についての研究・検討を進めなければならないと考えている。

中学校のクラブ活動については、生徒数及び教職員数の減少に伴い、クラブの数も年々減少せざるを得ない状況の中、生徒の頑張りや教職員の指導努力により、全国大会に出場する選手を輩出するなど、学校生活に豊かさをもたらす、バランスのとれた心身の成長に大きな成果を上げていると感じている。これらの活動は、生徒や保護者の学校への信頼を高めること及び、特色ある学校づくりに繋がる

ものであり、今後とも教育委員会として積極的に支援していく必要があると考えている。

問 定住促進について

●本市の人口減少の原因について

●今後の取り組みについて
絆 仲本議員

答 昨年10月1日現在の本市の推計人口は、ピーク時の平成7年国勢調査人口と比較し、およそ11,000人少ない、62,489人となっている。この結果については、本市の中心部での人口減少が進み、活気や賑わいが薄れ始めていることや、より充実した住環境が整えられた街への転出が生じていることが要因ではないかと考えており、本市の存続に関わる重要な問題であり、強い危機感を持っている。

定住促進策については、今年度から東京圏からの就労促進と起業支援を狙った支援事業等に取り組んでいる。また、他の自治体による先行事例の研究に加え、本市が抱える産業面や住環境、インフラ等の課題に取り組むことで、本市の魅力を高めながら人口減少対策に努めていきたい。

問 防災教育の必要性について

●市内ではどのような防災教育が行われているか

絆 戸谷議員

答 防災教育は、災害時に冷静に行動できる力を身につけさせるだけでなく、子どもたちの生命を尊重する心を育む大切な教育であると理解している。地震の発生時刻や火災の発生場所など、さまざまな状況を想定した実践的な防災訓練を実施するとともに、自然災害への科学的理解を深め、人を思いやる態度を育み、発達の段階に応じた学習などによる防災教育を行っている。

防災訓練については、休憩時に予告なしで行い、自分で判断し、自分の命を守ることに必要性を気づかせる訓練や、災害時に子どもたちを安全に避難させ、スムーズに保護者に引き渡せるかという児童引き渡し訓練を保護者とともに実施するなどしている。今後も教職員の危機意識の高揚だけでなく、子どもたちが災害から自らの命を守る意識と行動力を身につけられる、実践的な防災教育の取り組みを計画していきたい。

問 健康増進法について

●庁舎内に煙草の吸い殻が見受けられるが、喫煙スペースを整備する考えはないのか

絆 森本議員

答 7月1日から実施している、庁舎敷地内の全面禁煙に伴い、たばこのポイ捨て防止対策として、現在、庁舎内4箇所に、通路や駐車場等での喫煙を控えてもらう旨の貼り紙によって啓発している。清掃については、週一回から二回程度、委託業者による巡回外部清掃を行っているが、庁舎東側駐車場等において、たばこの吸い殻が見受けられる現状である。

今後については、広報誌やホームページを活用し、市民や市庁舎を利用する人に向けて敷地内禁煙についての啓発活動に努めていく。また、本市と同様に公共施設の敷地内禁煙を実施している他団体の事例を参考にしながら、たばこのポイ捨て防止対策を早急に検討するとともに、職員の喫煙マナー向上についても徹底して取り組んでいきたい。

問 高齢者対策について

●認知症対策について

公明党 横田議員

答 認知症に関する相談について

認知症については、地域包括支援課等の窓口などで受けており、本人や家族から相談があった場合、基本チェックリストを活用し、認知機能の低下がないかスクリーニングしている。平成26年度より、「認知症簡易チェックサイト」をウェブ上に開放し、パソコンや携帯電話、スマートフォンを通して、自身や身近な人の状態をチェックでき、認知症が疑われる人については相談先や制度のリスト等が表示される仕組みとなっている。

平成30年度には、「認知症ケアパス」を作成し、医療機関や介護・福祉サービス等の情報提供を行い、認知症の診断を受けた後に、その人の状態に合わせて受けられる支援やサービスを掲載し、活用してもらっている。また、地域で認知症に対する正しい理解ができ、早期発見・早期対応や地域での見守りができるように「認知症サポーター養成講座」や「認知症講演会」を毎年実施している。今後も認知症になっても安心して住み慣れた地域で生活し続けられる体制づくりを充実させていきたい。

問 クリーンセンター運営について

●広域化によるクリーンセンター運営について
●プラスチック等ゴミの家庭回収について

公明党 砂原議員

答 令和6年2月頃の開始を予定しているごみ処理の広域化に伴い、クリーンセンターでは、新ごみ処理施設へ効率的に運搬するためのごみ中継施設の整備、老朽化した設備の更新及び資源化の拡大に対応するための「リサイクル施設」の整備を進めている。粗大ごみや資源物については、処理後に可燃物残渣が発生し、ごみ中継施設へ運搬する必要が生じるため、ごみ中継施設とリサイクルセンターを同じ敷地内に設置することで、ごみ処理の効率化が図られると考えている。

その他プラスチック製容器包装については、再資源化を目的に、9箇所の公共施設で拠点回収を行っており、汚れの取れないものについては再資源化が困難なため、燃えるゴミとして出してもらっている。各戸収集の実施には、収集体制の見直しやストックヤードの確保等多くの課題があり、クリーンセンターの施設整備において、リサイクル

施設が完成した後、各戸収集に向け進めていきたい。

問 投票率の向上及び投票環境の改善について

・市庁舎以外への期日前投票所の設置について
・商業施設等でのPR活動について

答 選挙管理委員会では、主権者教育の一環として実施している高等学校での選挙出前授業のさらなる充実を図ることや、18歳の誕生日月に投票参加を呼びかける選挙啓発リーフレットの送付等を検討している。期日前投票所の増設については、二重投票を防止するためのネットワークの構築、投票所スペースの安定的な確保、投票箱・投票用紙の保管場所の確保、増設に係る多額の経費など多くの課題があり、慎重に検討するべきと考えている。

現在、選挙時の啓発活動として、国政選挙等の統一街頭啓発日に、市役所庁舎玄関前において、選挙管理委員会委員及び明るい選挙推進協議会役員により啓発物品を配布し、投票参加を呼びかけている。今後は、商業施設や市民

の多数集まる場所及び複数箇所での啓発についても協議していきたい。

問 聴覚障がい者支援について

・幼児の聴覚検査実施状況について

答 本市の新生児聴覚検査受診率は、平成30年度97・3%とほとんどの新生児が受診している状況であり、生後2か月の予防接種交付会の時点で、新生児聴覚検査の受診状況と結果を把握している。その後の聴覚検査の実施状況については、4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月健診において、発達に感じられた聞こえに関する質問を通じて家庭での様子を把握するとともに、保健師による問診や医師の診察を行っている。さらに、詳しい検査が必要な場合は、耳鼻科の医療機関へ紹介状を作成し、早期の受診を勧奨している。

また、公立の幼稚園、保育所、こども園においては、小学校に設置しているオーディオメーターを使用して聴覚検査を実施しており、幼稚園においては、耳鼻科医師の検診を

年一回実施している。軽度聴覚障がいの早期発見の観点から、出生時に検査を受ける必要性を妊娠中から理解してもらえよう、母子手帳交付時などに周知しているが、今後より多く受診してもらえよう働きかけていきたい。

問 中央公民館について

・時代にあつた新しい社会教育の企画について
・学校及び他の社会教育施策との連携について

答 従来からの定期講座に加えて、平成30年度から新たに「薬膳料理教室」を開講するとともに、今年度から臨時講座として「心も輝く眉メイク教室」を開講するなど、時代のニーズに合わせた新しい分野の講座を企画している。また、高齢者学級では、警察署や消費生活センターから講師を招き、消費生活に関する最新事例について学んでもらう講座を定期的に開講し、視聴覚講座や中央女性学級では、染め物や機織りなどの体験を行う参加型の学習に取り組んでいる、

学校との連携については、

中央公民館活動学習成果発表会の案内を小学校で配布し、直に作品に触れてもらう機会を設けるなど、公民館活動に関心を持ってもらえるよう努めており、今後は中学校・高校においても配布する予定である。また、他の社会教育施策との連携については、定期講座を企画する際に葛城コミュニティセンターと調整を図り、それぞれが特徴ある定期講座を開講することで双方の多種多様な講座の中から、選択してもらえるよう検討していきたい。

● 関係庁等へ提出した意見書

・高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

委員会 審査結果

総務財政委員会

令和元年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）
全会一致で否決

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか、1議案
全会一致で原案どおり可決

民生文教委員会

令和元年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、7議案
全会一致で原案どおり可決
契約の変更について
全会一致で否決

環境建設委員会

大和高田市水道事業給水条例の一部改正について
全会一致で原案どおり可決

決算特別委員会

平成30年度大和高田市一般会計決算の認定についてほか、11議案
賛成多数で原案どおり認定及び可決

次の定例会は、12月6日に開会の予定です。

新着図書のご案内



BOOK

サロン

一般書

江戸の終活	夏目 琢史／著	光文社
PUBLIC HACK	笹尾 和宏／著	学芸出版社
その道のプロに聞く生きもののワオ!	松橋 利光／著	大和書房
売り渡される食の安全	山田 正彦／著	KADOKAWA
ヒマつぶしの作法	東海林 さだお／著	SBクリエイティブ

児童書

鳥のふしぎ1 くちばし	平野 敏明／監修	理論社
みかん、好き?	魚住 直子／文	講談社
オオカミが来た朝	ジュディス・クラーク／文	福音館書店
チリとチリりあめのひのおはなし	どい かや／絵	アリス館
まめざらちゃん	よしむら めぐ／絵	白泉社



電子図書館 新着コンテンツ

得スーパー銭湯&日帰り温泉		KADOKAWA
部屋をカッコよく片づける本		学研プラス
この冬、いなくなる君へ	いぬじゅん／著	ポプラ社
ばけばけ	那須 正幹／著	ポプラ社
未来のお仕事入門	東 園子／まんが	学研プラス

12月のおはなし会

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 12月14日(出)

ごぜん11じから

▷ところ としょかん2かい

プレイルーム

▷たいしょう 4さいいじょう

●おはなし「たん生日のふしぎな手紙」

●えほん「三枚のおふだ」

◎えほんとわらべうたの時間《きらら》

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 12月28日(出)

ごぜん11じから

▷ところ としょかん2かい

プレイルーム

▷たいしょう 3さいいか

●おはなし「小人のくつやさん」

●えほん「ゴリラのおとうちゃん」

◎絵本のよみきかせ

(毎月第1・3土曜日開催)

▷とき ごぜん11じから

▷ところ としょかん えほんコーナー

▷たいしょう どなたでも

※12月21日(出)は、英語のよみきかせです。

お知らせ

年末年始のため、12月29日(日)から令和2年1月4日(出)まで休館します。なお12月15日(日)から12月28日(出)までは、貸出期間が4週間となります。

また、システム更新のため、令和2年1月7日(火)は休館します。

(市立図書館 ☎52-3424)

催しのご案内

■第22回 ビブリオバトル

▷とき 12月21日(出) 午後3時30分～4時30分ごろ

▷ところ 市立図書館 児童コーナー

▷テーマ 「今年一番心に残った本」 ※絵本・ものがたり・知識の本など、どんな本でも可(当日、本を持ってきてください)。

▷定員 発表者5名、観覧者20名

■ぬいぐるみのおとまり会

参加者に、ぬいぐるみ達のおとまりの様子をの写真をプレゼントします。

▷とき 12月21日(出)～22日(日)

▷ところ 市立図書館 児童コーナー

▷ぬいぐるみのおむかえ時間 12月22日(日) 午前11時

※午前11時から、ぬいぐるみと一緒に絵本のよみきかせに参加できます。

▷対象 ぬいぐるみとこども(0歳～15歳)

▷定員 10組(市内優先)

※ぬいぐるみは、12月20日(金)までに図書館カウンターへ持ってきてください。

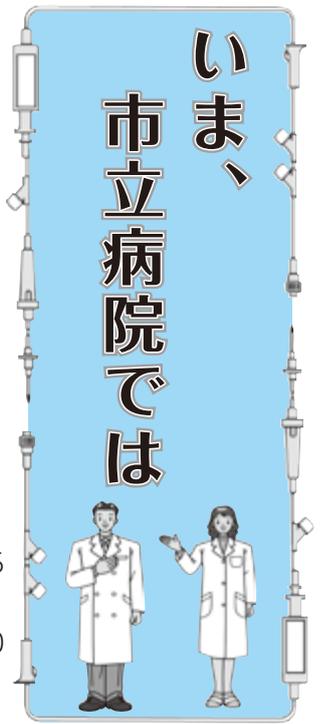
■図書館教養講座『伝承塾』(全4回)

日時	内容
12月22日(日) 午後1時30分～2時30分ごろ	高田氏はなぜ信長に殺されたのか
令和2年1月26日(日) 午後1時30分～2時30分ごろ	大坂城を作った棟梁の一人? 中井正吉は高田で生まれた
令和2年2月23日(日) 午後1時30分～2時30分ごろ	本能寺の変、家康を助けたのは高田の吉川氏か
令和2年3月22日(日) 午後1時30分～2時30分ごろ	司馬遼太郎『関ヶ原』誕生秘話

▷ところ 市立図書館 2階学習室

▷講師 上島 秀友さん ▷定員 40名 ▷協力 夢咲塾

上記イベントの申込方法:12月3日(火)から定員に達するまでの期間、図書館カウンターまたは電話で受付します。



インフルエンザに 気をつけましょう

インフルエンザは風邪と違い、突然に38度以上の高熱を生じ（38度を超えないこともあります）、悪寒などが最初の症状として現れます。他には咳、鼻水、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛、嘔吐、下痢、腹痛なども見られる感染症です。原因はインフルエンザウイルスで、感染力が非常に強いことも特徴です。1人が感染すると周り3人に感染させると言われています。

インフルエンザは毎年12月中旬頃より流行り始め、1月から2月にピークを迎えます。今年も例年と異なり9月中旬より流行期に入っている地域もありますが、ピークは

いま、市立病院では



石鹸を使って15秒〜30秒かけて指と指の間もしっかりと洗いましょう。また、インフルエンザウイルスはアルコールに弱いので、ドラッグストアなどに売っている「アルコール手指消毒剤」も有効です。マスクは口と鼻をしっかりと覆うことでインフルエンザウイルスの侵入を防いでくれます。さらに急にインフルエンザにかかってもマスクを着用していれば、周りの人につつすリスクも減ります。そして、規則正しい生活、バランスの良い食事、しっかりと睡眠で体調を管理する（免疫力を高める）ことも重要です。

インフルエンザは毎年12月中旬頃より流行り始め、1月から2月にピークを迎えます。今年も例年と異なり9月中旬より流行期に入っている地域もありますが、ピークは

例年通りの見込みです。インフルエンザの予防にはワクチンも有効です。しかし、ワクチンは効果が出てくるまで接種後2〜4週間かかります。流行ってからワクチンを接種するのではなく、流行る前（12月中旬まで）に接種しましょう。接種後は4〜5か月に渡り効果が持続します。逆に言えば4〜5か月しか持続しませんので、毎年接種する必要があります。インフルエンザワクチンには発症の予防だけでなく、合併症・重症化予防にもなります。ワクチンを接種したのにインフルエンザにかかったとしても、単純に「無駄だった」とは言い切れません。これからインフルエンザ流行のピークに向け、ワクチンを接種し、体調を整え、手洗いなどの感染対策を行って、インフルエンザシーズンに備えましょう。

大和高田市立病院

感染管理認定看護師

里内 正樹

〒53・2901

健やかな毎日を おくるために

天満診療所
医師 梅本典江

「メのラーメン」

12月になり、忘年会などでお酒を飲む機会が多くなる季節です。お酒を飲んだあと食べたくなくなるのが「メのラーメン」ではなぜお酒のあとにラーメンを食べたくなくなるのでしょうか。

体の中に入ったお酒（アルコール）は肝臓で分解されますが、その際に糖分を必要とします。アルコール分解のために血液中の糖分が消費されるので、血糖値が下がり空腹を感じやすくなるといわれています。

ラーメンの麺は小麦粉（炭水化物）でできていて、炭水化物に含まれる糖分がアルコールを分解するためのエネルギー源となります。また、ラーメンのスープに使われる煮干しや豚肉に含まれる旨み成分の「イノシン酸」は、体内で分泌されるアルコール分解酵素の働きを活発にして、アルコール代謝を助けます。そのため自然と体がラーメンを欲するのでしょう。

お酒には利尿作用があり、水分と塩分が体から過剰に排出されて体が脱水気味になる

ことも、ラーメンを食べたくなる理由のひとつです。

とはいえラーメンのカロリーは高く、寝る前に摂取した過剰な栄養は消費されないまま脂肪として体内に蓄積されてしまいます。塩分や脂質も多いので、健康のためには「メのラーメン」はおすすめできません。

健康的に飲むためには、アルコール濃度が高くなりすぎないよう水分を十分にとりながら飲むこと。おつまみは鰹節をかけた冷奴、枝豆、あさり、の酒蒸し、しじみ汁、豚肉料理など、アルコール分解を助けてくれるイノシン酸やビタミンB群の多い食材を選びましょう。もちろん、深酒をしないよう気をつけることが一番大事です。

天満診療所健康教室

▼とき 12月12日(木)

午後1時〜2時

▼ところ 天満診療所

▼テーマ

「冬に気をつけたい病気」

▽講師 梅本典江

（天満診療所医師）

〒52・5357

人権シリーズ 201

12月10日って何の日？



こんな問いにすぐ答えられる人がたくさんいる地域、市町村ってきくと素晴らしいのでしよう。12月10日は「世界人権デー」なのです。第二次世界大戦で起こった悲劇を二度と繰り返さないという反省と、戦後の様々な人権侵害の状況から、国連で1948年12月10日採択されたのが世界人権宣言です。

谷川俊太郎さんの絵本から、その一部を紹介します。
 第1条 みんな仲間だ(自由で、かけがいのない人間であり、その値打ちは同じ)
 第2条 差別はいやだ(生まれ、男女、人種・に違いによつて差別されない)
 第4条 奴隷はいやだ



第10条 裁判は公正に(大勢のまえで、うそのない裁判を受けられる)
 第14条 逃げるのも権利(ひどい目にあつたら、よその国に救いをもとめ逃げられる)
 第19条 言いたい、知りたい、伝えたい
 第24条 勉強したい(世界中の人と平和に生きることが学べる)
 第29条 権利と身勝手はちがう
 第30条 権利を奪つ「権利」はない

すべての条項を紹介できませんが、いずれも重要ですので、興味を持ってほしいです。さて、我が国では、12月4日〜10日を入権週間と定め、さまざま

な取り組みがあります。本県本市でも、以下のような学びの場があります。

- 12月10日(火) 人権問題講演会
午後1時30分から 新庄文化会館(奈人推協主催)
- 12月12日(木) 人権教育研修会
午後1時30分から ゆうゆうセンター
- 部落差別解消推進法に学ぶ
関西大学名誉教授 石元 清英さん
- (市啓発推進本部、市教育委員会、市人推協共催)
- 12月14日(土) 識字学級交流学習会
午後1時30分から 川西文化会館(県教育委員会主催)

学ぶことは権利であり、希望です。ふるつて参加して、人権宣言の趣旨を大いに話題にしてほしいです。今回お知らせした研修会などの問い合わせは、左記までお願いします。

「人権施策課 内線276」

生活困窮者自立支援法 就労支援センター

おしえてく生活困

確認するようになりました。やがて3か月が経過した頃に自立して生活していきたいと思うように気持ちが変わってきたとTさんはおっしゃいました。わたしたち支援員は、もう正社員として元の技術職の経験を生かして仕事ができるのではないかと思います、再度就職活動の支援を始めました。すると、Tさんの自立したいという気持ちが強く表れていたのか、すぐに就職先を見つけてくれることができました。今後も私たちは相談者の生活が少しでも改善できるように、寄り添って支援したいと思っています。

新しい年もいのちを大切にしたいね

いじめ・虐待 DV、パワハラ セクハラ...

みんなが輝く年にしよう!

「ここから始まる。」

自分自身家族のこと、地域で気になる人や子どもことごとくなんでも先ずは一度お話を聴かせてください。

☎44・3111(直通)

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談 (予約優先)	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日(6,12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日(6,12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時(内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します)			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談 (要予約)	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談 (要予約)	第2・3月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談 (要予約)	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談 (要予約)	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談 (要予約)	第4水曜日 平日の午前9時～午後5時の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごとiセンター ☎24-2010
借金お悩みダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん (高齢者・障がいのある人のための法律相談)	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
葛城コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、働くよるごびをもちましよう。

一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。

一、老人に生きがいを、こどもに夢と希望をあたえましよう。

一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。

一、自然をまもり、平和なくらしをきまめましよう。